

改正

平成28年3月8日訓令第12号

平成31年3月20日訓令第8号

令和3年3月23日訓令第9号

令和4年4月26日訓令第16号

空き家活用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における空き家の活用を促進するため、空き家の改修に必要な費用に対し、奨励金を交付し、空き家の解消並びに定住及び移住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内 新得町全域をいう。
- (2) 空き家 居住の用に供する個人又は法人の所有する専用住宅、併用住宅及び共同住宅で、現に居住していない町内に存在する建物をいう。
- (3) 町内施工業者 住宅の改修に係る主たる施工業者が町内に住所を有する場合をいう。

(対象者)

第3条 この要綱において奨励金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ町税及び使用料等に滞納がない者とする。

- (1) 空き家を購入後、3年以内に住宅を改修し、自らが居住する者
- (2) 自らが所有する空き家を改修し、5年以上賃貸の用に供する者

2 前項第2号により空き家を賃貸の用に供する者は、入居者選定においては、不特定多数の者に入居の公募を行い、当該応募者との間における賃貸借契約により入居者を決定するものとする。

(対象物件)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅は、町内に存在する空き家とする。

(対象工事)

第5条 奨励金の交付の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する工事とし、併用住宅の場合は、居住部分に限る。

- (1) 空き家の維持及び機能向上を目的として行う当該空き家の構造部分及び付帯設備の改修工事（模様替え及び住宅に付随する電気設備等の工事を含む。）
- (2) 施工業者による改修工事
- (3) 改修工事費用が100万円を超える工事

(奨励金の額)

第6条 町長は、対象者に対して、改修工事費用に下記の助成率を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、下記の上限額を限度とする。）を助成することができる。なお、助成は新得町商工会商品券により交付する。

区 分	助成率	上限額
町内施工業者	20%	100万円
その他	10%	50万円

(交付申請)

第7条 前条の奨励金の交付を受けようとする者は、対象工事の完了後6ヶ月以内に空き家活用促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項により交付を決定した場合は、速やかに空き家活用促進奨励金交付決定通知書（様式第2号）及び新得町商工会商品券引換券（様式第2号の1）により申請者に通知するものとする。

(奨励金等の返還)

第9条 町長は、前条の規定により奨励金の交付を受けた者が、この要綱に違反又は偽って奨励金の交付を受けたときは、奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 奨励金受領後10年以内に当該空き家を財産処分又は他の用途に変更したとき。
- (2) 奨励金の交付内容又はこれに附した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽、その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(住民登録及び町内会加入の督励)

第10条 賃貸の用に供することとして奨励金を受けた者は、住宅に入居する者に対して、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録及び町内会への加入奨励に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、その時までには空き家改修を完了した対象事業に対する要綱の適用については、その後においても、なお効力を有する。

附 則（平成28年3月8日訓令第12号）

この訓令は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成31年3月20日訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和4年4月26日訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、この要綱の改

正前に交付決定を受けた対象工事は、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月12日訓令第9号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

空き家活用促進奨励金交付申請書

年 月 日

新 得 町 長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

空き家活用促進要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。
なお、本申請に係る審査のため町税等の公金の納付状況を調査することに同意いたします。

記

空き家の所在地	新得町
空き家の状況	・取得して自ら居住（取得年月日： 年 月 日） ・自己所有の住宅を賃貸
対象工事に要する経費	金 円
工事完了年月日	年 月 日
施工業者	町内施工業者 ・ 町外施工業者

1 添付書類

- (1) 対象家屋の場所が確認できる書類（地図等の写し）
- (2) 取得年月日が分かるもの（契約書又は登記簿等の写し）又は自己所有の権利が分かるもの（契約書又は固定資産税名寄帳、登記簿等の写し）
- (3) 対象工事に係る契約書の写し及び対象工事の領収書の写し
- (4) 対象工事の施工内容がわかる写真
- (5) 現に住所を有する市町村が発行する納税証明書（新得町に住所を有しない場合）
- (6) 新聞折込又はインターネット等で不特定多数の者に入居の公募をしたことを証する書類（賃貸の場合のみ）

※以下事務処理欄

町税の状況	使用料等の状況	現居住の状況
(月 日)	(月 日)	(月 日)

様式第2号（第8条関係）

空き家活用促進奨励金交付決定通知書

年 月 日

様

新得町長

印

年 月 日付けで交付申請のあった空き家活用促進奨励金について、下記のとおり、奨励金を交付いたします。

記

1 奨励金交付金額 円
(引換券NO)

2 交付年月日 年 月 日

3 その他

- (1) 添付の引換券を新得町商工会で期限までに商品券に引き換えてください。
- (2) この奨励金の交付を受けた者は、空き家活用促進要綱に違反又は偽って奨励金の交付を受けたときは、奨励金の全部又は一部を返還しなければなりません。
- (3) この通知書は、所得税の確定申告で住宅ローン控除を受ける場合に、添付すべき書類として提出を求められることがありますので、大切に保管してください。

様式第2号の1 (第8条関係)
(表面)

<p>空き家活用促進制度</p> <p>新得町商工会商品券引換券</p> <p><u>金 100,000 円</u></p> <p>No. _____</p> <p>発行者 新得町長</p>

(裏面)

<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・この引換券は、新得町の空き家活用促進要綱に基づき、対象者に交付したものです。・この引換券により交換できる商品券は、新得町商工会が発行する町内商品券の「スマイルチケット」です。・引換できる金額は、表面に記載されている金額です。・商品券の使用については、新得町商工会が定める使用方法等に基づきます。		
<p>発行日 年 月 日</p>		
商工会 使用欄	チケット引換日 商工会→町	年 月 日 年 月 日